

国立大学法人筑波大学と一般社団法人日本プロジェクト産業協議会との  
連携協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学（以下「大学」という。）と一般社団法人日本プロジェクト産業協議会（Japan Project-Industry Council）（以下「JAPIC」という。）は、教育研究の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学とJAPICが相互に連携協力して、世界で活躍できるグローバル人材の育成を推進し、もって我が国の学術教育研究の振興・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を遂行するため、両機関は、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 産学連携に関する事項
- (4) グローバル人材の育成に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために両機関が必要と定める事項

（連携協力者）

第3条 前条の連携協力を遂行するためにJAPICから指名され大学に派遣される者（以下「連携協力者」という。）については、大学において客員教授又は客員准教授として委嘱するものとする。

2 前項において、JAPICが大学に派遣する者を指名するに当たっては、事前に大学と協議するものとする。

（経費負担）

第4条 連携協力者が大学において活動する諸事項に対する報酬は、大学は負担しないものとする。ただし、大学への来校に係る経費は大学が負担する。

2 この協定に基づき連携協力者が使用する大学の施設・設備の使用料等は、大学が負担する。

3 前2項以外に経費が発生する場合の経費の負担については、両機関が協議して別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（協定の延長）

第6条 大学とJAPICは、第1条の目的を推進するために、本連携協定を今後も維持することに努めるものとする。

2 協定の延長に当たっては、事前に大学とJAPICで協議し、延長に合意のうえ、新たに協定を締結するものとする。

（その他）

第7条 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合若しくは改定の必要がある場合又はこの協定書に定めるもののほか連携協力に関し必要な事項を定める場合は、両機関が協議のうえ、決定する。

本協定締結の証として、正本2通を作成し、各1通を保有する。

平成28年4月1日

平成28年4月1日

永田恭介

茨城県つくば市天王台1-1-1  
国立大学法人筑波大学  
学長 永田恭介

宗岡正二

東京都中央区日本橋茅場町3-2-10  
一般社団法人  
日本プロジェクト産業協議会  
会長 宗岡正二